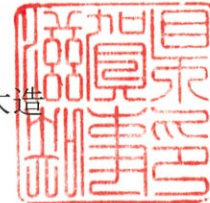




滋 自 第 1 6 5 号
令和 6 年 (2024 年) 5 月 28 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



公園事業の決定について (諮問)

自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 9 条第 2 項および滋賀県立自然公園条例 (昭和 40 年滋賀県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記事業を公園事業として決定したいため、貴審議会の意見を伺います。

記

- 琵琶湖国定公園
近江舞子集団施設地区 宿舎事業
- 三上・田上・信楽県立自然公園
 - 希望が丘集団施設地区 野営場事業
 - 希望が丘集団施設地区 宿舎事業